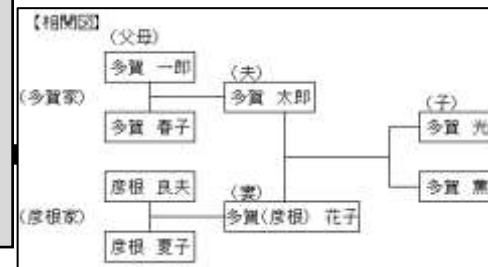


記入例 (協議離婚)

- ◎ 来庁される方の顔写真付きの本人確認書類（免許証、マイナンバーカード）が必要です。
- ◎ 届出地：届出人の所在地（住所地）・夫妻の本籍地のいずれか。
- ◎ 届書は、鉛筆や消えるボールペンで記入しないでください。
- ◎ 戸籍の届出は、住所・本籍地を省略せずに記載してください。なお、多賀町内の住所・本籍地は、大字・番地が付きまます。
 - 記載例 滋賀県犬上郡多賀町大字多賀324番地1
 - ×間違い例 犬上郡多賀町多賀324-1
- ◎ 日付は、原則和暦（令和〇年〇月〇日）で記載してください。
- ◎ 外国の方が関係する場合・養子縁組が関係する場合などの記載方法などは、窓口でご相談ください。
- ◎ 押印は、任意です。



令和6年9月1日届出

多賀町 長 殿

そのほかに必要なもの
調停離婚のとき⇒調停調書の原本
審判離婚のとき⇒審判書の原本と確定証明書
和解離婚のとき⇒和解調書の原本
認諾離婚のとき⇒認諾調書の原本
判決離婚のとき⇒判決書の原本と確定証明書

【住 所】

◎離婚届を提出する時点での住民登録地を記入。

◎離婚届と同日に住所変更（転居・転入）の手続きをする場合、新しい住所を記入。
(右下の注意2も参照)

【父母の氏名・続柄】

◎お亡くなりになっていても記入。
◎養父母がいる方は記入。

【未成年の子の氏名】

未成年（満18歳未満）の子の親権者に、夫・妻のどちらがなるか決めて子の氏名を記入。

【別居する前の世帯のおもな仕事】

別居する前の世帯の中で最も収入の多い人の仕事です。

【夫妻の職業】

国政調査の年（令和7・12・17年度）のみ記入してください。

(1) 氏 名	夫 多賀 太郎	妻 多賀 花子
生 年 月 日	(年号) 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日	(年号) 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日
住 所	滋賀県犬上郡多賀町大字多賀 〇〇〇番地〇〇	滋賀県彦根市元町 〇〇〇番地〇
本 籍	滋賀県犬上郡多賀町大字敏満寺 〇〇〇番地	滋賀県彦根市川崎町 〇〇〇番地
父母及び養父母の氏名	夫の父 多賀 一郎 続き柄 妻の父 彦根 良夫 続き柄 母 多賀 春子 長男 母 彦根 夏子 長女	養父 彦根 良夫 続き柄 養母 彦根 夏子 長女
離婚の種別	☒ 協議離婚 ☐ 審判 ☐ 調停	
婚姻前の氏にもどる者の本籍	☐ 夫 〇〇〇番地 ☒ 妻 〇〇〇番地	
未成年の子の氏名	夫が親権を行う子 多賀 光 多賀 薫 妻が親権を行う子	
同居の期間	(年号) 〇〇 年 〇〇 月 から (年号) 〇〇 年 〇〇 月 まで (別居したとき)	
別居する前の住所	滋賀県犬上郡多賀町大字多賀 〇〇〇番地	
別居する前の世帯のおもな仕事	☐ 1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯 ☐ 2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯 ☐ 3. 企業・個人商店等（官公庁は除く）の常用勤労者世帯で勤め先の従業員数が1人から99人までの世帯（日々または1年未満の契約の雇用者は除く） ☒ 4. 3にあてはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の役員の世帯（日々または1年未満の契約の雇用者は除く） ☐ 5. 1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯 ☐ 6. 仕事をしている者のいない世帯	
夫妻の職業	夫の職業	妻の職業
その他		
届出人署名	夫 多賀 太郎 印	妻 多賀 花子 印
事件簿番号		
住所を定めた年月日	夫 年 月 日 妻 年 月 日	
連絡先	電話 090(1234) 5678 自宅・勤務先 [携帯]	

証 人 (協議離婚のときだけ必要です)

署 名	米原 夏夫 印	長浜 明子 印
生 年 月 日	(年号) 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日	(年号) 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日
住 所	滋賀県犬上郡多賀町大字四手 〇〇〇番地〇〇	滋賀県彦根市中央町 〇〇〇番地
本 籍	滋賀県米原市中央多良 〇〇〇番地	滋賀県長浜市川崎町 〇〇〇番地

【証 人】

証人は2人必要です。
成人の方であれば、夫・妻の父母、兄妹、親戚、知人誰でも証人になります。
証人本人が署名し、その他全てを記載してください。

【婚姻前の氏にもどる者の本籍欄】旧姓にもどる場合必ず記入。

旧姓に戻る夫か妻にチェックしてください。「もとの戸籍に戻る」「新しい戸籍をつくる」いずれか選択してチェックしてください。
「もとの戸籍にもどる」場合、婚姻前の本籍を記入。
「新しい戸籍をつくる」場合、希望する新しい本籍を記入。

【婚姻前の氏にもどらず婚姻中の氏を継続する場合】

離婚届とは別に届出（戸籍法77条の2の届出）が必要です。

☐養育費の分担について取決めている。
取決め方法： ☐公正証書 ☐それ以外
☐まだ決めていない。

該当する子供がいる場合は各項目に必ずしるしをつけてください。

注意

1.【裁判離婚】

協議離婚の他に、裁判所の調停・審判・和解・請求の認諾による裁判離婚があります。裁判離婚成立後、離婚届の提出に必要な書類や届書の書き方は協議離婚と異なります。詳しくは窓口までお問い合わせください。

【法テラス・サポートダイヤル】 0570-078374 【公式ホームページ】 <https://www.houterasu.or.jp>

◎ 署名 日中、連絡の取れる携帯電話番号等を記入。

注意

2.住所変更の手続き …離婚届とは別の手続きです。(開庁時かつ住所地のみ可能)

必要なもの（転入時の例）

- ① 住民異動届（用紙は窓口にあります）
- ② 前住所地発行の転出証明書（マイナンバーカードによる特例転入の場合は不要）
- ③ マイナンバーカード（お持ちの方のみ）
- ④ 国民健康保険証（多賀町の国民健康保険加入者のみ）